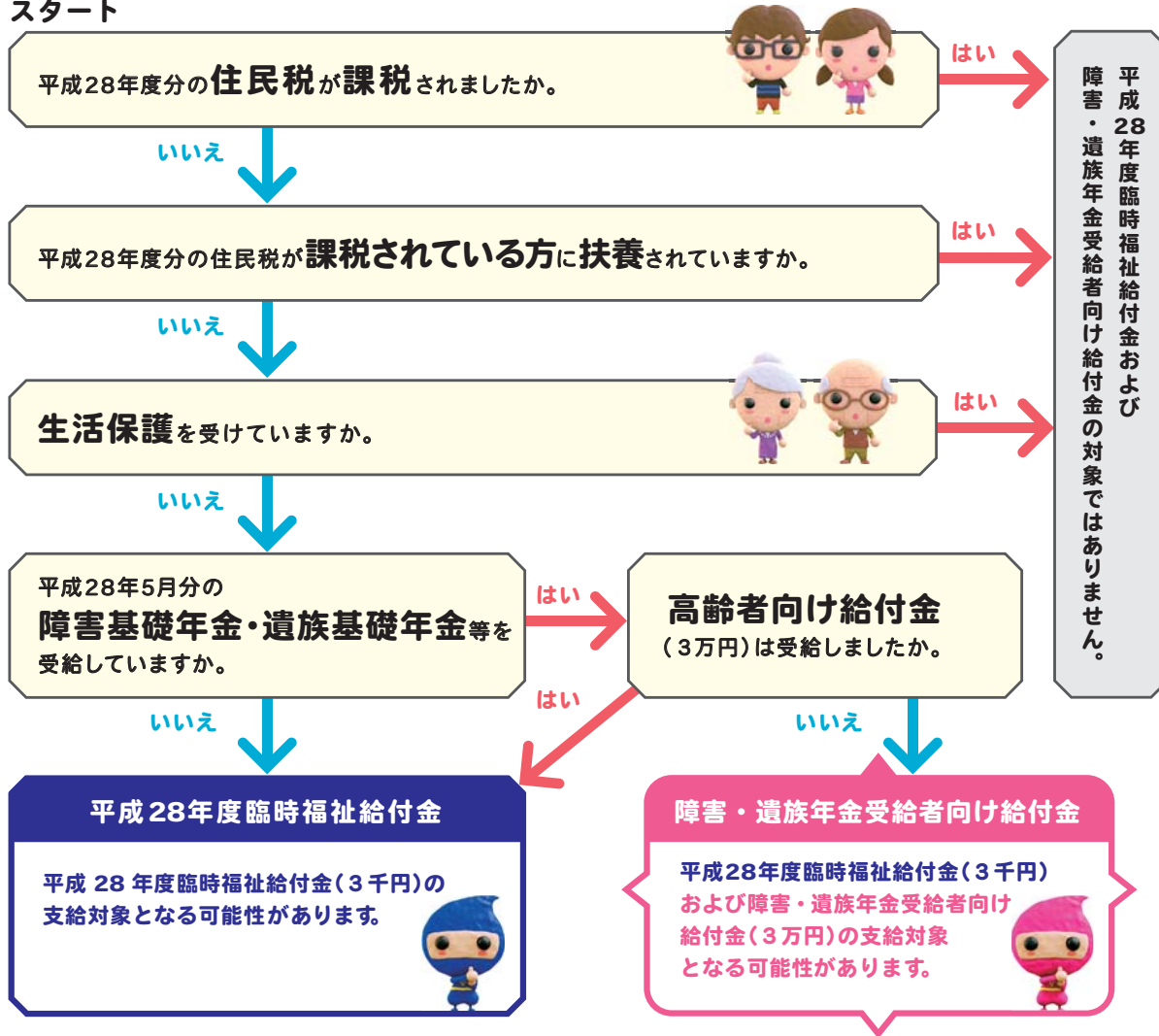


支給対象者診断チャート「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」

スタート



【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)	区分		非課税限度額* (給与収入ベース)
	単身		100万円
	夫婦(配偶者を扶養)		156万円
	夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)		205.7万円
	夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)		255.7万円

(公的年金等受給者)	区分		非課税限度額* (年金収入ベース)
	単身	65歳以上	155万円
		65歳未満	105万円
	夫婦(配偶者を扶養)	65歳以上	211万円
		65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル **0570-037-192**」または

「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ 検索

確認じゃ! 2つの給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

平成28年度臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)
「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できません。

障害・遺族年金受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

0570-037-192

9時~18時(平日のみ。ただし、8月1日~12月18日は土日祝も開設)

■ IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



平成28年度臨時福祉給付金

支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない方

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。
※「高齢者向け給付金」(3万円)の支給対象者も受給できます。

支給額

1人につき **3,000 円**

※支給はどちらの給付金も1回です。 ※両方の支給 対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

申請方法

- 平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。
(平成28年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

申請方法例(下記の方法は一例です。詳細は各市町村へご確認ください)

1 申請書 を入手

平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、申請が必要です。平成28年1月1日時点で住民票がある市町村(申請先)から申請書を入手してください。

2 申請書 に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村へ郵送するか、市町村の窓口へ直接提出してください。

4 給付金 の受取

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。
※口座を持っていない方などは、申請先の市町村へご相談ください。



障害・遺族年金受給者向け給付金

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、**平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している方**

※「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した方は除きます。

支給額

1人につき **30,000 円**

よくあるご質問



Q.平成28年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか？

A.平成28年1月1日時点で住民票がある市町村になります。
給付金は申請先の市町村から支給されます。

※平成28年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。

Q.障害・遺族年金受給者向け給付金の支給要件である「障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している方」の「等」にはどのような年金が該当しますか。

A.障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となる年金は、障害基礎年金・遺族基礎年金に加え、基礎年金制度が始まる前の昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金のうち、障害基礎年金に相当する障害等級が1級又は2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の障害年金となります。

具体的には、下記のとおりです。

- 障害基礎年金又は遺族基礎年金
- 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含みます)および船員保険の障害年金(障害等級が1級又は2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の年金に限ります)
- 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金および船員障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限ります)